

北海道新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材（IHEAT: Infectious disease Health Emergency Assistance Team）運用要領

1 新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材の活用の概要

（1）趣 旨

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大時において、道内の保健所（保健所設置市を含む）で保健師等の専門職が不足した場合の支援協力については、原則として道内の保健所や市町村の職員による派遣を調整するが、当該職員の派遣だけでは対応が困難となる場合に備え、道で管理する人材バンクに登録されている人員を活用することを目的とする。

（2）本要領における用語の定義

「IHEAT」: Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略。道において名簿の管理を行う外部の専門職であり、感染拡大時に保健所等で積極的疫学調査を中心とした業務を支援する、人材バンクの名簿（以下「登録名簿」という。）に登録された者。組織マネジメント等の積極的疫学調査以外の業務を行う場合もある。感染拡大時等において外部の専門職を有効に活用することを目的としている。

2 登録名簿について

（1）登録名簿に掲載される専門職について

登録名簿は、保健所等での支援協力が可能な以下の専門職（※）で構成する。

ア 大学教員等で構成される公衆衛生等に関する関係学会・団体に所属する
会員

イ 保健師・管理栄養士等で構成される関係団体の会員

ウ その他道が関係団体や大学教員等から確保している支援協力者

※ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等

（2）登録名簿に記載する事項について

登録名簿には主に以下の内容を記載する。

ア 氏名

イ 居住地

ウ 勤務先の名称・所在地

エ 職種・資格

オ 連絡先（メールアドレス、電話番号等）

（3）登録名簿の活用について

ア 感染症の流行が拡大し、道内における応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合は、登録名簿に登録されている支援協力者に道内の保健所等での支援

協力を依頼する。

イ 支援協力者は保健所等において、以下の①～③の業務を支援する。

① 新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査

② 新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査以外の業務（電話相談等）

③ 新型コロナウイルス感染症以外の感染症対応、精神保健、難病対策

※ 通常は道内の保健所等において②や③の業務に従事している専門職が、新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査に従事するため、支援協力者に②や③の業務を求める場合もある。

ウ 支援協力者の活動期間、活動場所及び活動内容等は、支援協力者と協議の上、柔軟に設定できるものとする。

なお、当該名簿は、登録を行った支援協力者に支援を強制するものではない。

(4) 登録名簿の管理・更新について

ア 名簿の管理については、原則として IHEAT 事務局（一般財団法人日本公衆衛生協会）が管理・運用する IHEAT 名簿管理システム「IHEAT. JP」において管理する。

イ 1年に1回以上、名簿の更新を行う。

ウ 名簿の活用状況等については、適宜更新し、活用状況を他自治体と共有することで、他自治体と重複がないよう配慮する。

エ 道は、道内の保健所設置市が IHEAT 名簿管理システム「IHEAT. JP」の使用を希望する場合は、これをとりまとめるものとする。

3 IHEAT の運用について

(1) 平時

感染拡大時に速やかな派遣ができるよう、派遣にかかる経費等について、あらかじめ定めておくものとする。

(2) 感染拡大時

ア 支援協力者の決定

(ア) 感染症の流行が拡大し、道内における応援職員の派遣だけでは対応が困難となった場合は、別に定めるところにより登録名簿に登録されている支援協力者に道内の保健所等への支援の協力を依頼する。

(イ) 支援が必要な期間、活動場所及び具体的な活動内容等を確認し、それらを支援協力者に提示し、協力を依頼する。

イ 活動中の対応

(ア) 活動開始日に、支援協力者に対し、新型コロナウイルス感染症等の地域の発生状況や業務の概要、担当する役割を説明するなど必要なオリエンテ

ーションを行う。

(イ) 支援期間中は毎日、安全管理、心身の健康等、健康管理に関する確認を行う。

ウ 活動の変更及び中止

道本庁や振興局、保健所等の職員により、新型コロナウイルス感染症等に対応できる体制が確保されると見込まれる場合は、支援協力者に活動の変更及び中止を連絡する。

4 人材育成について

新型コロナウイルス感染症等に関して最新の科学的知見に基づいた知識や技術を習得することが必要であることから、登録名簿の登録者に対し、人材育成の機会を提供する。

(1) 教育内容について

ア 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大期に、保健所を中心とした業務に従事できるよう、以下の内容について研修を行う。

- ・新型コロナウイルス感染症等に対する基本的知識
- ・感染症法上の取扱い・保健所での対応
- ・積極的疫学調査について
- ・支援協力に当たっての留意点について
- ・感染流行地域に関する情報収集
- ・健康危機管理に関する基本的知識

イ その他必要に応じた教育内容

(2) 教育方法、研修終了後の対応について

ア 1年に1回以上、人材育成のための研修等を開催する。

イ 研修終了後、受講状況を登録名簿に追記する。

5 事務局

本業務を処理する事務局を保健福祉部健康安全局地域保健課に置く。

なお、効果的、効率的な運用を行うため、必要に応じ業務の一部を外部団体等への委託により実施することができる。